

「新たな原料原産地表示制度に係る考え方(補足資料)」
の変更点について

平成29年6月29日
消費者庁

目次

(可能性表示)

- 5 「可能性表示」(食品表示基準第3条第2項の表中輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。…………… 1

(大括り表示)

- 8 「大括り表示」(食品表示基準第3条第2項の表中輸入品以外の加工食品の項の1の五のロの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。
また、大括り表示の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。…………… 3

(使用実績等)

- 12 「可能性表示」及び「大括り表示+可能性表示」において、過去の使用実績等に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。…………… 6
- 14 使用計画に基づく表示をする場合について、使用計画に求められる合理性とはどのようなものですか。…………… 8

5 「可能性表示」(食品表示基準第3条第2項の表中輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。

1 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績(新商品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画)からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、表示をしようとする時を含む1年で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、「可能性表示」を認めることとします。

また、上記に加え、以下の資料を保管していることを条件とします。

- ① 一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
- ② 同期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料

2 過去の産地別使用実績は、製造年から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限り、~~ただし、実績の期間が1年間の場合で、製造年から3年前の1年間のみを実績とすることは認められません。~~(例1参照)

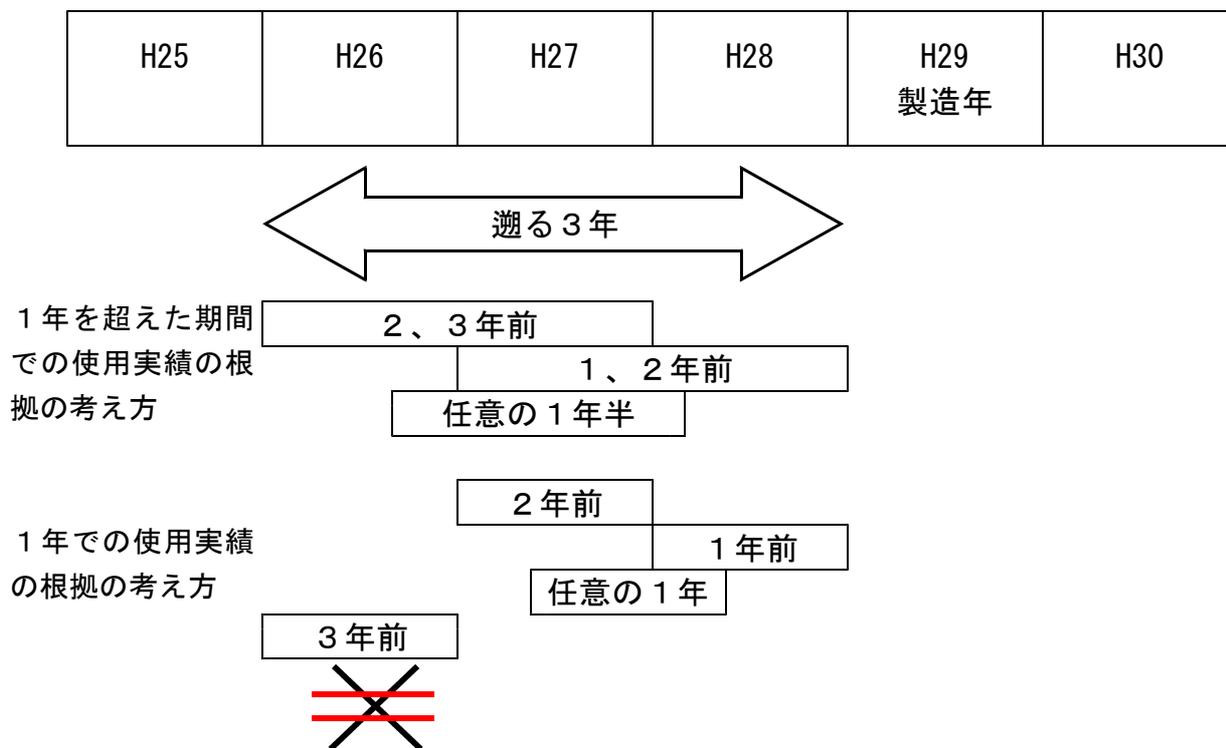
3 また、過去の産地別使用実績に基づく可能性表示を基本としますが、新商品又は原料調達先の変更が確実な場合 などの過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の産地別使用計画に基づく可能性表示が可能です。

今後の産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限り、計画の期間外に製造された商品について、当該計画を根拠に、可能性表示を行うことはできません。(例2参照)

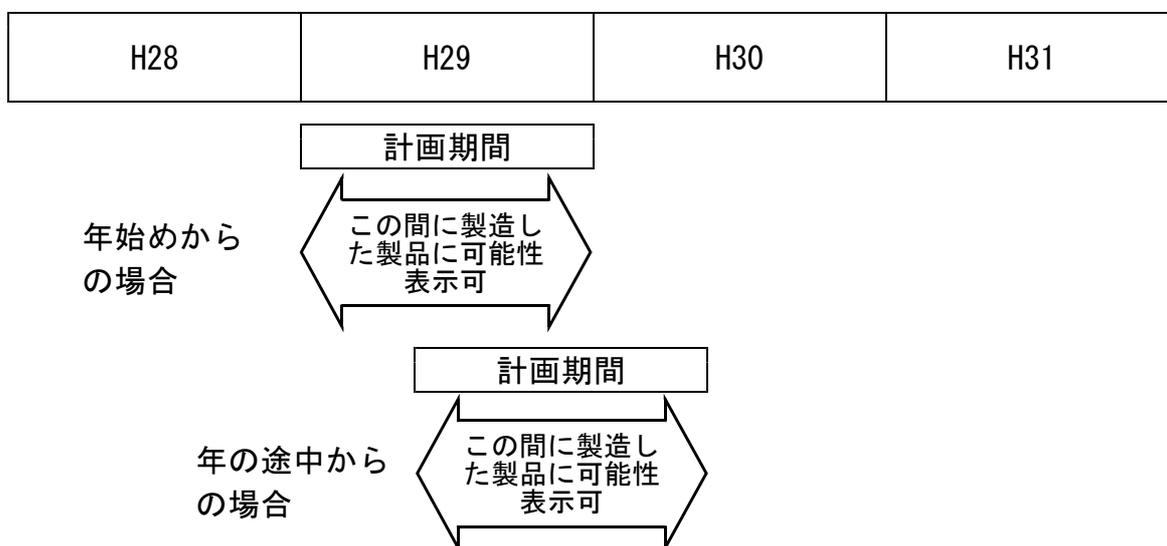
4 ~~なお、~~可能性表示はあくまで例外の一つであり、産地の切替えが見込まれても、その都度表示を切り替えること又は包装自体を切り替えることが容易な場合など、国別重量順表示が困難と認められない場合に用いることはできません。

5 なお、適正な表示が行われているか否かについては、国や都道府県等が事業者への立入検査などを通じて原料原産地表示の確認を行うこととしており、その際に、可能性表示等を行った理由の聞き取りや保管を条件としている根拠書類の確認を行うこととなります。

(例1：根拠として用いることができる「使用実績」の考え方)



(例2：使用計画で表示した場合)



8 「大括り表示」(食品表示基準第3条第2項の表中輸入品以外の加工食品の項の1の五の口の規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。

また、大括り表示の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

1 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績(新商品の場合又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画)からみて国別重量順表示を行おうとした場合に、3以上の外国の産地表示に関して、表示をしようとする時を含む1年で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り認められます。

また、上記に加え、一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料を保管していることを条件とします。

2 過去の産地別使用実績は、製造年から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限ります。~~ただし、実績の期間が1年間の場合で、製造年から3年前の1年間のみを実績とすることは認められません。~~(例1参照)

3 また、過去の産地別使用実績に基づく大括り表示を基本としますが、新商品又は原料調達先の変更が確実な場合などの過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の産地別使用計画に基づく大括り表示が可能です。

今後の産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限ります。計画の期間外に製造された商品について、当該計画を根拠に、「大括り表示」を行うことはできません。(例2参照)

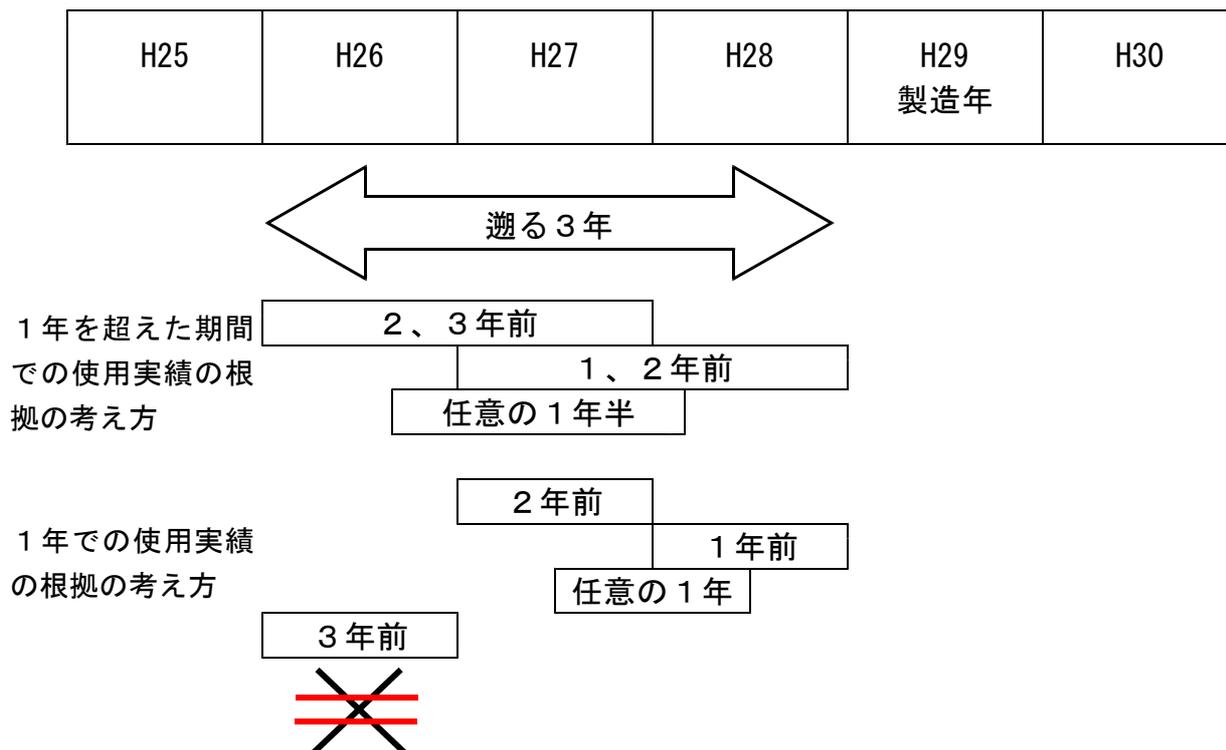
4 ~~なお、~~大括り表示はあくまで例外の一つであり、産地の切替えが見込まれても、その都度表示を切り替えること又は包装自体を切り替えることが容易な場合など、国別重量順表示が困難と認められない場合に用いることはできません。

5 また、「3以上の外国の産地」とは、例えば、ある農産物を年間を通じて安定的に調達するために、輸入先を、北半球と南半球の複数国の間で時期により切り替えることなどにより、結果として、産地ごとの使用状況が、「北半球の国のみ」、「北半球の国と南半球の国の混合」及び「南半球の国のみ」の間で切り替わるようなものなどを想定しています。

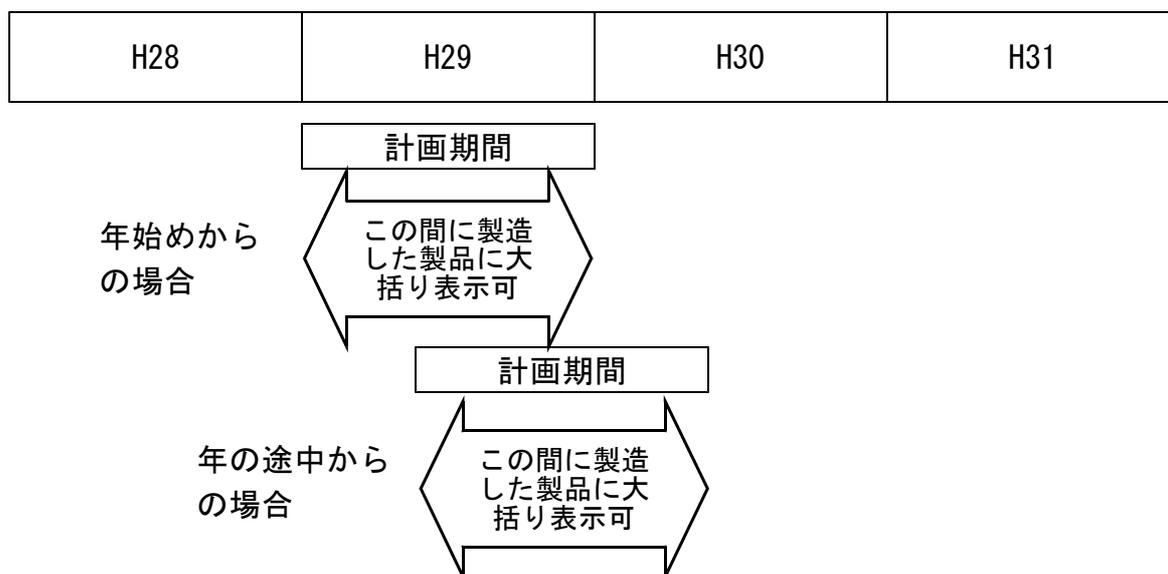
国別重量順表示が可能な原料調達状況にあるものの、「大括り表示」を行うためだけに、意図的に、ごく短期間だけ複数国から原料調達を行い、産地の切替え・混合をするようなことは、国別重量順表示が困難であるとは認められない場合があります。(例3参照)

6 なお、適正な表示が行われているか否かについては、国や都道府県等が事業者への立入検査などを通じて原料原産地表示の確認を行うこととしており、その際に、大括り表示等を行った理由の聞き取りや保管を条件としている根拠書類の確認を行うこととなります。

(例1：根拠として用いることができる「使用実績」の考え方)



(例2：使用計画で表示した場合)



12 「可能性表示」及び「大括り表示+可能性表示」において、過去の使用実績等に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。

1 「可能性表示」及び「大括り表示+可能性表示」の注意書きについて、過去の一定期間における産地別使用実績順に表示をする場合は、「国別重量順ではなく、過去の使用実績等順の表示であること」をその実績の期間も併せて消費者に分かるように示す必要があります。具体的には、

- ① ○○の産地は、平成27年の使用実績順
- ② ○○の産地は、平成26年から2年間の使用実績順
- ③ ○○の産地は、前年の使用実績順 又は 一昨年使用実績順
- ④ ○○の産地は、賞味期限の○年前の使用実績順
- ⑤ ○○の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

などが考えられます。前述の5のとおり、遡ることができる期間は製造年（製造日が属する年）から3年以内であるため、例えば、製造年が平成29年であれば、平成26年、平成27年、平成28年の3年の中で事業者が定める1年以上の過去の実績を注意書きに使用することができます。~~ただし、実績の期間が1年間の場合で、平成26年の1年間のみを実績とすることは認められません。~~

~~したがって、「平成27年の使用実績順」という注意書きであれば、平成28年、平成29年に製造した商品に使用することができます。~~

なお、賞味期限の長いものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要があります。

2 今後の一定期間における産地別使用計画順に表示をする場合の注意書きについては、

- ① ○○の産地は、平成29年の使用計画の順に基づき表示
- ② ○○の産地は、平成29年6月から平成30年5月までの契約栽培から推定した順に基づき表示
- ③ ○○の産地は、平成29年の使用計画の順に基づき表示。平成30年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示。

などが考えられますが、いずれの場合も、当該計画の期間内に製造された商品に限り、これらを注意書きに使用することができます。

3 年号については、

- ① 「平成〇年」と表示し、特段の説明がない場合は、1月～12月
- ② 「平成〇年度」と表示し、特段の説明がない場合は、4月～3月の期間のものと判断します。(平成に代えて、西暦を用いた場合も同様)

農作物ごとに設けられている年度など上記と異なる運用がされる場合は、範囲が分かるようにその旨の注書きを行ってください。

また、「前年の使用実績順」などの表示は、例えば、製造年が平成29年であれば平成28年を指し、製造年が平成30年であれば平成29年を指すこととなりますので、当該表示を続けることが誤表示とならないか、よく確認してください。

4 以上の注意書きは、あくまでも表示例です。当該商品の原料原産地表示が、いつの期間の使用実績又は使用計画に基づく表示であるのか分かるように工夫してください。

14 使用計画に基づく表示をする場合について、使用計画に求められる合理性とはどのようなものですか。

1 使用計画に基づく表示をした場合であって、①実際の使用結果が大きく異なりその理由について合理的な説明ができない場合、かつ、②計画の設定の根拠について合理的な説明ができない場合には、表示の根拠となる使用計画とは認められません。

- ① 実際の使用結果が大きく異なる場合に該当するものとして、特に、3か国目以上を「その他」と表示しているものは、表示を見る限りではどのような国が使用されているのかが全く分からないため、「その他」と表示していた国が結果として大部分を占める場合が該当します。

(実際の使用結果が大きく異なる場合の例)

- i) 「A国又はB国又はその他」と表示した場合で、計画期間中に結果としてA国、B国のどちらも使用せず、「その他」に含まれる国しか使用していない。
ii) 「A国又はB国又はその他」と表示した場合で、計画期間中に結果としてA国、B国のどちらか一方を使用していない。

② 合理的な説明ができない場合とは、以下のようなことが考えられます。

なお、自然災害や家畜の伝染性疾病の発生、港湾スト等による船舶輸送の停止など突発的な事由に起因し、食料の安定供給に著しい影響を及ぼすおそれがある場合であれば、合理的な説明は可能と考えています。

- i) ~~災害など突発的な事由に起因しないもので、~~ 自社や取引先の都合による計画と異なる調達を行なうなど、当初の使用計画とかけ離れたもの。
ii) 元々の計画の調達先、契約先が架空のものであり、結果として表示産地のものが入荷していない。
iii) その他計画の根拠が不明確なもの。(使用計画の期間の記載がないものや使用予定の国の記載が曖昧なもの。)

2 なお、使用実績に基づく表示をした場合について、実際の使用結果と大きく異なり（「その他」と表示していた国が結果として大部分を占める場合など）、その理由について、1と同様に合理的な説明ができない場合には、表示の根拠となる使用実績とは認められません。